

自治体の皆さまからいただいたよくあるご質問集

Q	A
オープンデータはどういったことに利用されるのか	民間企業や団体、個人が、アプリ開発をはじめ、さまざまな商品・サービス開発や情報提供の質を高めるために利用します。例えば、こども食堂マップの作成やボランティアや物資支援とのマッチングを行うアプリの開発などが考えられます。
オープンデータが何に使われるのか把握できるのか	オープンデータの利用状況を完全に把握することは難しいですが、オープンデータを作成公開している自治体が「※CC BY等のクレジット明記」を要求することで誰がそのデータをどのように利用しているかの手がかりを得ることができます。 ※CC BY等のクレジット明記とはインターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意味表示をするためのツールです。
データを公開することは危険じゃないのか。犯罪等に利用された時に、自治体は責任を問われないか	不適切な利用に対する免責事項を利用規約に記載することができます。記載例については政府標準利用規約をご参考にしてください。 また、不適切な利用によって、自治体が直接・間接的な被害を被った場合は、オープンデータに限らず法律において対応すべき事項となります。
オープンデータ化するにあたって、何が必要か	「情報提供元からの公開して良いという許可」と「テンプレートに基づいたデータ」をお手元にご用意いただければ幸いです。 テンプレートおよび記入方法についてのマニュアルを作成しておりますので、よろしければご参照ください。 https://musubie.org/pickupproject/infra/
オープンデータ化するにあたって、どのような情報があればいいか	むすびえが提供している「こども食堂の共通データフォーマット」の入力項目をご参照ください。 こども食堂の必須項目は「こども食堂_全国地方公共団体コード」「こども食堂_ID」です。 その他の項目については可能な範囲でご入力ください。詳しくは項目定義書をご確認ください。
こども食堂に公開許可をとるべきか	掲載にはこども食堂の許可が必要になります。各自治体がこども食堂の調査をするタイミングで許可を得ていただけるとスムーズです。例えば埼玉県では、定期的実施している実態調査の際に、掲載の許可を得ていたことが、円滑な公開につながったと伺っています。また、情報を公開することで、より多くの子ども、応援したい人がこども食堂にアクセスできるようになることに共感いただくのが重要と考えます。
こども食堂によって公開しても良いデータが異なる可能性があるが、良いのか	それぞれのこども食堂運営者の意思・想いを尊重していただきたいため、入力項目の一部を「空欄」「回答なし」「非公開」などとして入力いただくことは全く支障ありません。 ▼埼玉県庁こども食堂オープンデータ https://opendata.pref.saitama.lg.jp/data/dataset/kodomoshokudou
即時性と正確性をどのようにしてもたせるのか(日曜開催とあるが、休みやたまたま月曜日に開催としたときはどう対応するのか)	「その時点」の情報であれば支障ありませんので、こども食堂運営者から許可を頂いた内容をご入力ください。
データは毎年更新が必要か	更新頻度の決まりはありません。自治体で実施されている現状調査の度に、変更を反映することで対応しやすくなると思われます

こども食堂の情報は既に自治体のウェブサイトで公開している、これはオープンデータではないのか	ウェブサイトで公開されている情報とオープンデータは厳密には異なります。通常、ウェブサイトで公開されている情報は、著作権法上認められている場合を除き二次利用は制限されています。オープンデータは、自由に二次利用可能であることを明記して公開することで、利用者が逐一、許可を得る作業を経ずにデータを利用できるようになります。また、ウェブサイトは人が閲覧するのに最適化しており、オープンデータはパソコンでソフト開発等に利用しやすいデータに整備する点も特徴です。
他の自治体で「こども食堂のオープンデータ化」の事例はあるのか	事例はあります。2024年度までにオープンデータを公開した自治体はホームページに紹介していますのでご覧ください。 https://musubie.org/pickupproject/infra/
オープンデータを公開したことでどんな効果が考えられるのか、こども食堂に限らず事例があるか	給食のオープンデータを活用し、LINE公式アカウントにて、小学校給食のアレルギー原因食品(アレルゲン)や献立情報を、指定した時間に配信するなど、自治体ごとに様々なオープンデータの活用事例が公開されています。 民間事業者による活用事例もぜひご覧ください。 https://www.digital.go.jp/resources/data_case_study_private
これまでオープンデータを担当したことがないが、どこか相談できるところはあるか。 また、オープンデータ先行事例の自治体の考えや担当者の考えを知りたいが、いい方法はあるか	各自治体の情報推進やDX担当を頼ることもひとつです。また、デジタル庁にオープンデータの相談ができます。 また、むすびえでは2023年11月、埼玉県福祉部少子政策課「ひとり親・こどもの未来応援担当」の松本翼さんをゲストにお迎えし、「自治体限定！こども食堂等情報のオープンデータ登録、どうする座談会」を開催しました。自治体職員様限定で、アーカイブ視聴をご覧くださいいただくことも可能ですので、よろしければ以下URLからお申し込みください。 ・開催報告 https://musubie.org/news/7922/
こども食堂の定義はどういったものか。公開するに当たり、他市や他都道府県と異なったこども食堂の定義になることが不安	こども食堂は、民間発の自主的・自発的な取組みであるため明確な定義はありません。定義を定めている都道府県もありますが、多様であるがゆえに定義を統一することは難しく、各都道府県の判断でよろしいかと思います。(参考)むすびえのこども食堂の定義は「こども食堂・地域食堂・みんな食堂などの名称にかかわらず、子どもが一人でも来られる無料または低額の食堂」。
認可関係なくこども食堂をオープンデータとして公開することで、すべての団体を自治体が認可しているような印象を与えないか	民間の施設や活動がオープンデータとして公開されている事例は既に他にもあるため、公開＝認可という印象にはならないと思われます。行政のウェブサイトに掲載されることで、情報への信頼性が向上し、より多くの方々に活用いただけると考えます。 他自治体の考え方や取り組み方について把握している限りでお伝えできますので、むすびえまでご相談ください。
毎年、実施調査や補助金で情報を獲得しているが紙で対応している。データ移行が手間であるため、オープンデータ化は難しい	既にオープンデータ化の実績がある埼玉県でも、実態調査に当たっては紙で対応している、と聞いています。こうした先行自治体から、データ移行の効率化について助言を頂くことも可能かと思いますので、よろしければまずはむすびえにご相談ください。

memo